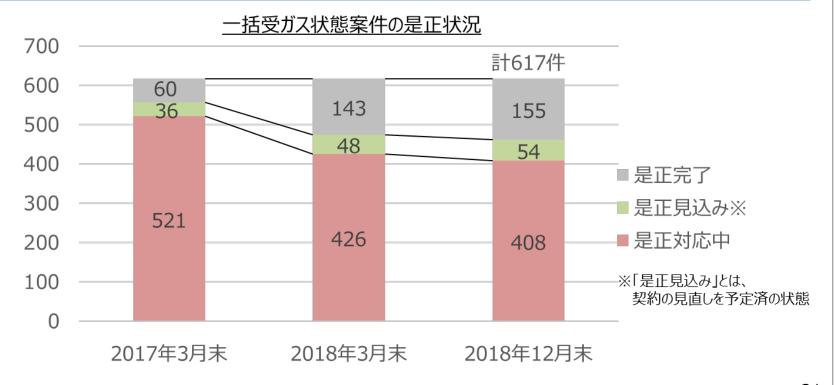


# 一括受ガスに関する報告

2020年7月10日 資源エネルギー庁 (参考) 第5回ガス事業制度検討WG(2019年1月29日) 資料4 事務局資料より抜粋

# 一括受ガス状態にある案件の早急な是正等 1/2

- 一括受ガス状態の案件については、2016年11月に経済産業省から事務連絡を発出し、旧一般ガス事業者に対し、供給契約の是正を要請してきた。旧一般ガス事業者が是正に取り組んではいるものの、2018年 12月末時点で、約400件の是正対応が必要な状況となっている。
- 一括受ガスを容認しない整理をとる場合、既存一括受ガス状態案件の早急な是正は、需要家保護の担保 やスイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競 争確保等の観点から重要である。



# 一括受ガス状態にある案件の早急な是正等 2/2

- 一括受ガス状態の是正には、①ガスメーターの設置といった設備構成の是正、②託送供給契約上の需要場所の是正、③小売供給契約上の需要場所及び需要家側の契約者の是正が必要である。
- 一括受ガス状態の是正を加速するため、各関係者へ、下記の是正を要請することとしてはどうか。
  - ➤ 不適切な託送供給契約の当事者であり、ガスメーターの設置等の内管工事を実施する主体でもある 一般ガス導管事業者に対しては①及び②の是正
  - 不適切な託送供給契約と小売供給契約の実質的な当事者であるガス小売事業者に対しては②及び ③の是正
  - ➤ 不適切な小売供給契約の当事者である需要家側の契約者に対しては③の是正
- この際、各関係者には、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2020年度中に完了するよう要請することとしてはどうか。
- なお、是正作業に当たっては、物件の設備更新のタイミング等から是正完了までに一定の時間を要する場合があることも踏まえ、スイッチングの際に、ガス小売事業者が一般ガス導管事業者経由で是正状況を引き継ぐこととしてはどうか。
- また、一般ガス導管事業者が、スイッチング後のガス小売事業者にのみ一括受ガス状態の早急な是正を要請するような事態は不適切であり、スイッチングの有無に関わらず早急な是正に努めることが妥当である旨を、 一般ガス導管事業者へ伝えることとしてはどうか。

(参考) 第6回ガス事業制度検討WG(2019年2月28日) 資料4 事務局資料より抜粋

### 既存一括受ガス状態の是正

- 第5回ガスWGでは委員等から、既存一括受ガス状態の是正に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見も踏まえ、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう要請することとしたい。
- また、是正要請に当たっては、需要家及び事業者がその必要性を強く認識するよう、要請方法を検討してまいりたい。

### 第5回ガスWGの議論:既存一括受ガス状態の是正

- 是正見込み状態が、需要家が違法な状態にある契約を見直す必要性を認識し、納得した状態であるとすれば、是正対応中のものが 400件程度に留まり、現在はまだ2018年度中であることから、是正見込みの確保期限を2019年度中とすべきではないか。
- 一括受ガス状態にある案件の是正は、これまでの議論の経過からも、きちんと進めなければ筋が通らない。是正に当たって、ガス事業者からの説明だけでは需要家に納得してもらえないのであれば、例えば商業施設では場所を貸している側の事業者に、行政から是正の必要性を説明することも必要ではないか。
- 各事業者は不適切な契約の是正に鋭意取り組んでいるが、設備改修が必要な場合には是正に時間を要する点は理解いただきたい。 【オブザーバー】
- 不適切な契約の是正の必要性については十分認識しているところであり、今後もガス小売事業者と導管事業者が連携・協力し、なんとか顧客にも理解いただき、着実に是正を進めていけるように促したい。【オブザーバー】
- 一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ早急な是正を要請するような自体が生じないよう、周知徹底に努めたい。【オブザーバー】
- 経済産業省による是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている状況もある。この上、さらに2年をかけて是正の見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を要すると考えられる。顧客の物理的な工事を伴わなくても、是正をすることが可能と思われる案件もある。顧客側にも経済産業省から是正を要請すると提案されたことは意義がある。経済産業省が是正できない理由を確実に把握し、可能なものから速やかに是正されるよう、継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正を目指してほしい。【オブザーバー】

### (参考) 平成31年3月29日に資源エネルギー庁ガス市場整備室から発出した事務連絡(抜粋)

事務連絡

平成31年3月29日

ガス小売事業者 各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 ガス市場整備室

不適切な小売供給契約の是正等について

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課は、平成15年2月26日付け事務連絡において、1需要場所・1契約の原則における1需要場所の概念について、店舗等において1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とする等の(参考の)整理を示しました。しかし、この整理に従って契約の変更が行われていない事例が散見されたことから、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室は、平成28年11月11日付け事務連絡において、旧一般ガス事業者へ契約内容の是正を要請しました。各事業者からの報告により、平成31年1月末時点においても、当該1需要場所の整理に従って契約の変更が行われていない事例が一部存在することが分かっています。

当該1需要場所の整理は、ガスの最終的な使用者間の託送料金負担の公平性並びにガスの最終的な使用者に対するガス事業法(昭和29年法律第51号)第14条から第16条までの規定に基づく需要家保護及び小売供給契約の選択肢の確保等の理由から、引き続き維持されています。

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループの議論でも、当該1 需要場所の整理に従わない契約の「是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了する」必要性が認められています。

当該1需要場所の整理を踏まえた契約の是正に当たっては、小売供給契約の当事者たるガス小売事業者及び当該小売供給契約と関連する 託送供給契約の当事者たる託送供給依頼者の協力が不可欠です。

ついては、上記を踏まえ、平成15年2月26日付け事務連絡の需要場所の整理に基づき、ガス小売事業の登録を受けた供給区域内において必要な小売供給契約及び託送供給契約の是正又は是正見込みの確保を2019年度中に完了するよう求めます。

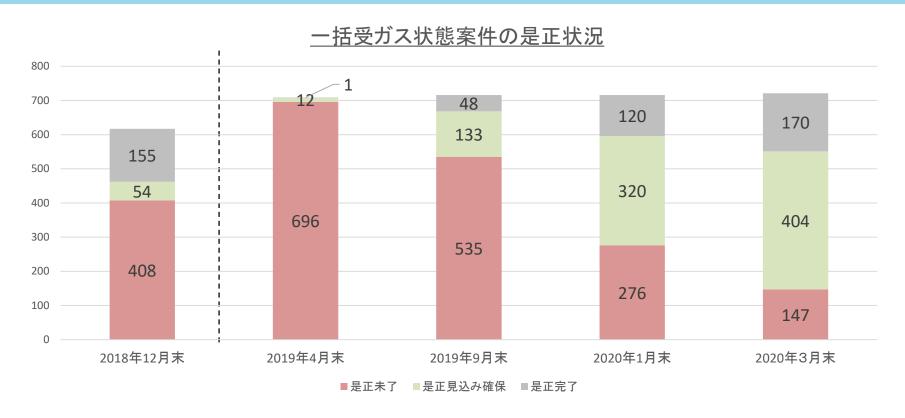
ガス小売事業者が託送供給依頼者でない場合において、当該ガス小売事業者が小売供給を行う需要に係る託送供給契約についても、託送供給依頼者たる卸供給契約の相手方等と連携の上、是正又は是正見込みの確保を求めます。

また、是正過程で必要となる需要家への説明及び一般ガス導管事業者との情報共有等の連携も併せて求めます。

以上

### 一括受ガス状態の是正状況について

- 一括受ガス状態にある案件の早急な是正は、需要家保護の担保、スイッチング選択肢の確保、需要家間の 託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要。
- 一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう各関係者に要請を行っていたところであるが、2020年3月末時点で147件が是正未了の状況となっている。



<sup>※ 2018</sup>年12末までの一括受ガス件数は事業者への任意アンケートにより聴取。2019年4月末、9月末、2020年1月末及び3月末の件数はガス事業 法に基づく報告徴収により聴取

<sup>※</sup> 平成31年3月29日付けで、ガス小売事業者宛にガス市場整備室から「不適切な小売供給契約の是正等について」(事務連絡)を発出し、一括受ガス状態の是正の必要性を説明するとともに、2019年度中の是正完了あるいは是正見込み確保を要請

<sup>※ 2018</sup>年12月末から2019年4月末で、旭川ガス、釧路ガス、青森ガス、八戸ガス、桐生ガス、長野都市ガス、日本海ガス、金沢市、松江市ガス局、沖縄ガス等で件数が増加。

# 一括受ガス状態の是正が未了の案件の分析

● 一括受ガス状態の是正が未了の案件について、是正状況を一般ガス導管事業者に対する報告徴収により把握したところ、旧規程下で合法的に建築された案件がその太宗を占めており、その他ガス料金の上昇・工事費負担の発生を理由に是正交渉が進展していない案件が一定数存在することがわかった。

### ー括受ガス状態案件の 是正状況



案件の分類	件数
旧供給規程下で合法的に建築された案件	104件
ガス料金の上昇・工事費負担を理由に是 正交渉が進展していない案件等	43件
<u></u>	147件

### 一括受ガス状態の是正が未了の案件の分析 旧規程下で合法的に建築された案件

- 一括受ガス状態は、一般ガス導管事業者の託送供給約款に規定される一需要場所・一契約の規定が遵守されていない状態のことであるが、1988年頃に多くのガス事業者が供給規程の改正(※)を行っており、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の一需要場所・一契約の規定を遵守することは求められていなかった。(※)改正後の供給規定の内容は、現在の「託送供給約款」に引き継がれている。
- 上記の供給規程の改正は、①需要場所ごとに原価に応じた適切な料金を設定し、原価の逓減傾向を反映させた料金体系を導入することが求められるようになった、②保安政策上の重要性から各戸へのマイコンメーターの計画的な取付けが開始された、といった事情を踏まえて行われたものであり、その際供給契約の締結にあたっては現行の一需要場所・一契約の考え方が採用された。
- 一般に、法令の遡及適用は、多くの場合既に発生、成立している状態に対し法令が事後的に規制を加えるものであるから、法的安定性の面からみて、慎重に行われている。
- 当時のガス事業法に基づく認可を受けた供給規程に基づき合法的に一括受ガス状態として建築された案件について、現行の一需要場所・一契約の考え方を採用した後にガス事業法に基づく認可を受けた託送供給約款の規定を遡及的に適用することについては、他法令の考え方を参考に検討することとしてはどうか。

【1988年頃の供給規程改正時新旧対照表】※抜粋

#### 現行

#### 10.需要場所【12(2)】

「1需要場所」とは、原則として、1構内をなすものは 1構内を、また、1建物をなすものは1建物といたします が、特殊な場合には、次によって取り扱います。

①アパート等の集合住宅

各戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸 を1需要場所と<u>することがあります。</u>

(略)

②店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所と<u>することがあります。</u>

#### 改正案

#### 10.需要場所【12(2)】

「1需要場所」とは、原則として、1構内をなすものは 1構内を、また、1建物をなすものは1建物といたします が、特殊な場合には、次によって取り扱います。

①アパート等の集合住宅

各戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸 を1需要場所といたします。

(略)

②店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

(参考)現行の託送供給約款 (東京ガス株式会社)の規定 ※抜粋

#### 12.需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、また、 1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします が、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅 各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸 を 1 需要場所といたします。

(略)

- ② 店舗、官公庁、工場その他
- 1 構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

### (参考) 昭和62年(1987年)4月 総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会「中間報告」抜粋

- I.はじめに (略)
- Ⅱ.基本的検討視点
  - (1) (略)
- ①都市ガスの供給構造の変化

ガス大手 3 社は、これまで幹線導管網の整備を着実に進めており、また、都市ガス原料としてのLNGの導入及びこれに伴う熱量変更作業を進めてきた。こうした設備投資の成果及びLNG転換の技術革新効果により、都市ガスの輸送・供給能力は大幅に引き上げられている。また、LNGへの原料転換は、製造関係設備の態様も変え、製造面での効率向上をもたらしている。このため、<u>今後のガス大手 3 社の投資についてみると、都市ガスの需要増に対応する導管の延長、既存設備の維持管理のための投資が中心になり、都市ガスの中長期的供給原価は逓減傾向にある</u>。

②都市ガスの需要構造の変化

今後の都市ガス需要についてみると、家庭用については、消費機器の開発・普及に伴う需要の多様化が進展しているものの、一般的には需要家件数の大幅な伸びは期待できないと考えられる。他方、家庭用以外の工業用・商業用等の需要は増加してきている。こうした多様化しつつある需要は、 ガス事業全体としての設備効率を高め、その費用の逓減をもたらすものである。料金制度面においても、このような需要構造の変化に基づき、費用逓減状況下の供給原価をより忠実に料金に反映させることが必要である。

(2)複数料金体系の導入については、既に、昭和55年1月8日総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間報告において、<u>原価と料金の対応関係をより改善するものとして、需要種別又は使用量区分別の複数料金表の採用が理論的には好ましく、現行の全需要家共通の単一料金体系も複数料金体系へ移行する第一歩として導入することを提言したものである。</u>

上記の都市ガスの供給・需要面での構造変化が一層進んでいる今日、これを踏まえ、<u>ガス料金の原価との対応関係を一層改善するためには、適切</u> に需要群の区分を行ったうえで、各需要群毎に適切な原価を負担させ、原価の逓減傾向を反映させた料金体系(複数料金体系)を導入すべきで ある。

- (3) (略)
- Ⅲ.複数料金体系の基本的考え方
- (1) <u>都市ガスの供給に当たっては、各需要家の使用実態に応じて供給原価上差が生じるものであり、原価主義の観点からは、こうした供給原価の</u>差を各需要家の料金に適切に反映させることが必要である。

しかしながら、現在のガス大手3社の供給規程料金は、全需要家共通の単一料金体系となっており、従量料金については、最近変化しつつある供給構造の下での使用量規模に応じた製造原価等の逓減傾向が適切に反映されておらず、また、基本料金についても、使用量規模に応じて増加する需要家原価が適切に反映されていない。このため、設備の効率的利用が図られるために供給原価が相対的に低い需要群についても、その他の需要群と同一の料金が適用されている。この結果、こうした需要群における需要家のエネルギー選択の幅を狭め、全体としての平均費用の引き下げ及び資源の適正配分の達成を困難にしている。

したがって、<u>多様化する需要について、使用実態からみて共通の特性を有する需要群に区分し、各々の供給原価を基本料金及び従量料金に適切に反映させることが重要である</u>。

(略)

# (参考) 建築基準法における既存不適格建築物の考え方

- 建築基準法における既存不適格建築物に関する規定は、新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物について、新たに施行又は適用された規定のうち当該建築物が適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとするものである。
- この規定の趣旨は、建築基準法の各規定を既存の建築物についても適用すると、既存の適法な建築物が法令の改廃又は都市計画の決定、変更により違反建築物となるという不合理を解消することにある。

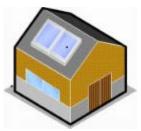
<建築基準法(昭和25年法律第201号) > (適用の除外)

第三条 (略)

- 2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその 敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該 規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。
- 三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその <u>敷地</u>
- 四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

### 建築基準法の適用除外の例

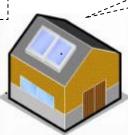
①都市計画上建 ペい率は10分の 6以下だった。 ②建築物の完成(適法)



建ペい率 (※) 10分の6

※ 建築面積の敷地面積に対する割合

③建ペい率は10分の5以下とするよう、都市計画の変更。



建ペい率10分の 6のままでも違法 にはならない。

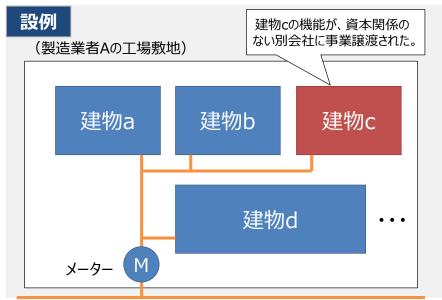
④改築、修繕等の工事を一切しない場合でも違反建築物となってしまい、法的安定性を害する。

⑤法律又はこれに基づく命令、条例の規定の施行又は 適用の時点で存在しているか、又はその時点で工事中で ある建築物又はその敷地が、新たに施行又は適用になっ た規定に全面的にあるいは一部適合していない場合には、 その適合していない規定に限り適用を除外する。

このような建築物を「既存不適格建築物」という。

### 一括受ガスの対応方針(案)

- ガス事業法においても、同法に基づく改正が行われた供給規程を既存の案件についても適用すると、既存の適法な案件が供給規程違反になるという不合理な結果が生じる場合がある。
- このような不合理を解消するため、建築基準法の適用の除外規定の趣旨を参考に、1988年頃に行われた 改正後の供給規程適用時点で既に存在したあるいは工事中であった一括受ガス状態の案件(以下「既 存不適格案件」という。)については、原則として、増改築等を実施する機会(※)に一括受ガス状態を是正 させることとしてはどうか。
- 一方、1988年頃の改正供給規程適用後に新たに一括受ガス状態になった案件についてまで是正の対象外とすることに合理的な理由はないため、当該案件については引き続き早急に是正対応を求めていくこととする。
- 例えば、建築当初は1構内1会計主体であったにもかかわらず、改正後の供給規定適用後に、構内に所在する物件の1つが異なる会計主体の事業者に譲渡されたことに伴い、1構内2会計主体となったような場合には、新たに一括受ガス状態となったと考えることが妥当である。
- (※) 大規模に至らない修繕又は模様替等の場合は、一括受ガス状態を存置したまま工事をして差し支えない。



当初は、「1構内1会計主体」だったものの、事業譲渡に伴い「1 構内2会計主体」に変わったため、事後的に一括受ガス状態となっ た。

→早急な一括受ガス状態の是正又は是正見込みの確保を求める。

# 報告徴収結果を踏まえた今後の対応方針(案)

- 累次の報告徴収結果により、一括受ガス状態の是正に一定の進捗は見られるものの、引き続き是正を要する 案件が多く存在することがわかった。また、是正未了案件を精査することにより、是正進捗が遅滞している案件 には構造的な問題があることも把握できた。
- 旧供給規程下で合法的に一括受ガス状態として既に存在したあるいは工事中であった案件については建築 基準法における既存不適格建築物の考え方も参考に、原則として、増改築等を実施する機会に一括受ガス 状態を是正させることとしてはどうか。
- 2019年度中に一括受ガス状態にある案件の是正又は是正見込みの確保を完了することとしていたが、仮にこの考えが採用されれば2019年度中に是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は43件となる。
- 43件は、ガス料金の上昇・工事費負担を理由に交渉が進んでいない状況にある。
- また、一括受ガス状態の案件に対して小売供給を行うガス小売事業者においては、当該案件が既存不適格 案件に該当するか否かを把握できるとは限らないことから、ガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せ があった場合には、既存不適格案件への該否を伝えることとしてはどうか。
- こういった取組も含めて、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者に対して一括受ガス状態の早急な是正 又は是正見込みの確保を求めると共に、是正状況の進捗確認を継続していくこととしてはどうか。

### 【2020年3月末時点で一括受ガス状態の案件数】

### 【既存不適格案件】

是正状況	件数		是正状況	件数	
是正未了	1 4 7	_	是正未了	104	= 4 3件

### (参考) 規制改革実施計画

<規制改革実施計画(2018年6月15日 閣議決定)>

- ●事項名 No.32 ガス小売市場における競争促進(一括受ガスによる小売間競争の促進)
- ●規制改革の内容

一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

●実施時期 平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置